

平成23年7月5日

習志野市芝園テニスコート・フットサル場の指定管理者の指定について

習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、習志野市芝園テニスコート・フットサル場の管理運営を行う指定管理者を、次の通り指定しましたのでお知らせします。

1. 指定管理者

- (1) 所在地 習志野市袖ヶ浦5丁目1番1号
- (2) 団体名 財団法人 習志野市スポーツ振興協会
- (3) 代表者 理事長 佐藤 慎一

2. 指定期間

平成23年10月1日から平成26年3月31日まで

3. 指定に至る経過

- (1) 申請者数 2(公募)
- (2) 日程
 - ア 広報紙・ホームページへの掲載 平成23年2月1日
 - イ 募集要項の配布 平成23年2月1日～15日
 - ウ 応募者説明会・見学会 平成23年2月15日
 - エ 質問事項の受付 平成23年2月15日～21日
 - オ 質問事項の回答 平成23年2月25日
 - カ 申請書類の受付 平成23年3月7日～3月14日
 - キ 申請者面接 平成23年4月12日
 - ク 指定管理者候補者選定委員会 平成23年4月21日
 - ケ 指定管理者候補者の選定結果の通知 平成23年5月18日
 - コ 議会の議決 平成23年6月29日
 - サ 指定日(告示日) 平成23年6月29日

4. 指定理由

指定管理者としてのこれまでの実績や施設の維持管理に運営経験を有すること、更にはテニス・フットサルの振興普及に意欲を持っていること等を総合的に勘案し、候補者として選定したものである。

問合せ：社会教育課
電話：047-451-1151

5. 評価表

区分	選定項目	評価観点	配点	評価点		
				A社	指定管理者	
共通事項 (条例第4条)	1 市民の平等な利用の確保 (10)	1 施設の設置目的を理解し、「公の施設」の管理運営の考え方が妥当であるか	5.0	2.8	4.8	
		2 市民への事業広報活動等、市民の平等な利用について工夫はあるか	5.0	3.3	3.3	
	2 管理を安定して行う物的能力、財政的能力及び人的能力の保持 (25)	1 施設管理、安全対策の内容は妥当か	5.0	4.0	3.0	
		2 経済的（経営・収支・資産等）に安定しているか	5.0	3.0	4.5	
		3 適正な職員配置は可能か。また採用・研修計画は適切か	5.0	3.0	3.5	
		4 個人情報の保護措置は十分か	5.0	3.3	3.0	
		5 緊急事態への対応策は十分であるか	5.0	3.8	3.5	
	3 当該施設の効用を最大限に発揮させる能力及び経費の縮減 (15)	最大限発揮させる能力	1 サービス向上及び利用者の増加等、施設の効用を最大限に発揮させる取り組みとなっているか	5.0	4.0	3.3
		経費の縮減	2 管理運営経費の縮減は図られているか	10.0	6.0	8.0
共通事項 小計			50.0	33.2	36.9	
個別事項	4 生涯スポーツに係る普及・育成（利用者の拡大） (15)	1 テニス・フットサル競技の指導体制が組めるか。	5.0	3.3	4.0	
		2 市内各種スポーツ団体との連携協力により、スポーツ振興が図られるか。	5.0	3.0	4.5	
		3 魅力的な自主事業を計画しているか。	5.0	4.0	3.5	
	5 生涯学習施設としての取り組み (15)	1 環境に配慮した取り組みはどうか	5.0	3.0	3.3	
		2 日常の防犯対策は十分か。	5.0	4.3	3.0	
		3 青少年健全育成への寄与は積極的か。	5.0	3.3	3.8	
	6 施設の管理運営実績 (15)	1 施設の管理者として、運営実績は健全か。	10.0	6.5	9.5	
		2 施設の管理者として、維持管理は適切か。	5.0	3.0	4.8	
	7 特筆すべきアイデアがあるか (5)		5.0	3.3	3.0	
	個別事項 小計			50.0	33.7	39.4
計			100.0	66.9	76.3	